

報道関係者各位

元町職員の収賄事件に係る判決について

元町職員の収賄事件に係る判決について、お知らせします。

判決は、令和7年10月2日午前10時から広島地方裁判所で行われた公判にて言い渡されました。

内容は、令和7年9月4日に行われた公判で検察から示された、懲役1年2か月、追徴金202,790円の求刑に対し、懲役1年2か月、追徴金202,790円、執行猶予3年とのことでした。

本件に係る町長コメント

令和7年6月11日に収賄の疑いで逮捕された元職員に対して、本日、判決が言い渡されました。

現在、全庁を挙げてコンプライアンスの徹底を図るとともに、事実関係の的確な把握による再発防止策について検討しているところです。

引き続き、町政への信頼回復に向け、公務の適正な運営に努めてまいります。